

水戸市告示第142号

平成28年4月27日付けで受理した地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による「新・水戸市民会館計画」及びこれに係る市費の支出の賛否を問う住民投票条例の制定の請求について、同条第3項の規定に基づき平成28年第2回水戸市議会臨時会に付議したので、その審議の結果を、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第98条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成28年5月19日

水戸市長 高橋 靖

- 1 提出議案 市議会議案第57号 「新・水戸市民会館計画」及びこれに係る市費の支出の賛否を問う住民投票条例
- 2 議決年月日 平成28年5月16日
- 3 審議の結果 原案否決